

【開発行為の場合の追加書類】※設計図面関係は、別紙参照

- 委任状（正本のみ） ※委任者の署名又は記名及び押印が必要
- 同意を得たことを証する書類
 - 土地及び建築物の所有者（申請者本人を除く。）、抵当権者等
- 設計説明書（自己居住用の住宅以外の場合）
- 公共施設一覧表（公共施設の新設等ある場合）
- 申請者の資力・信用に関する申告書
（自己業務で1ha以上の場合、自己用外の場合又は用途問わず盛土規制法の規制対象となる場合）
《個人の場合》
 - ・ 住民票の写し又は個人番号カードの複写（個人番号は黒塗り）等
 - ・ 所得税、個人事業税及び都道府県民税の納税証明書《法人の場合》
 - ・ 法人の登記事項証明書及び法人の役員の住民票の写し又は個人番号カードの複写（個人番号は黒塗り）※役員とは取締役など、法人の業務を執行する者及び事業について決定権を持つ者等
 - ・ 法人税及び法人事業税の納税証明書
- 資金計画書
 - 工事施工者の能力に関する申告書
（自己業務で1ha以上の場合、自己用外の場合又は用途問わず盛土規制法の規制対象となる場合）
 - ・ 個人の場合 住民票の写し又は個人番号カードの複写（個人番号は黒塗り）等
 - ・ 法人の場合 法人の登記事項証明書
- 設計者資格申告書（1 ha以上の場合）
30 c m超の盛土又は切土をする範囲が1,500㎡以上となり、かつ、排水施設を設置する場合又は5mを超える擁壁を設置する場合は、盛土規制法で定める資格申告書を要す。
- 30 c m超の盛土又は切土を行う範囲及び面積を示した図（明らかにその面積が500㎡に達しない場合は不要）
- 32条協議書の写し（公共施設の新設等ある場合）
- 消防署との消防水利等についての協議記録（図面等への記載でも可）
- 消防水利設置箇所、構造及び包括範囲（位置図への記載でも可）
※設置しないことで消防署と協議済であれば不要（協議記録へその旨を記載）